

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町  
広域廃棄物処理事業協議会の負担金割合に関する規程

(規約第17条第2項関係)

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定に基づき、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が負担すべき額（以下「負担金」という。）の割合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担金割合)

第2条 規約第17条第2項に規定する負担金割合は、別に協定を締結することにより定めるものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、負担金の割合に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、協議の整った日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に締結されている負担金の割合に関する協定は、この規程に基づき締結された協定とみなす。